

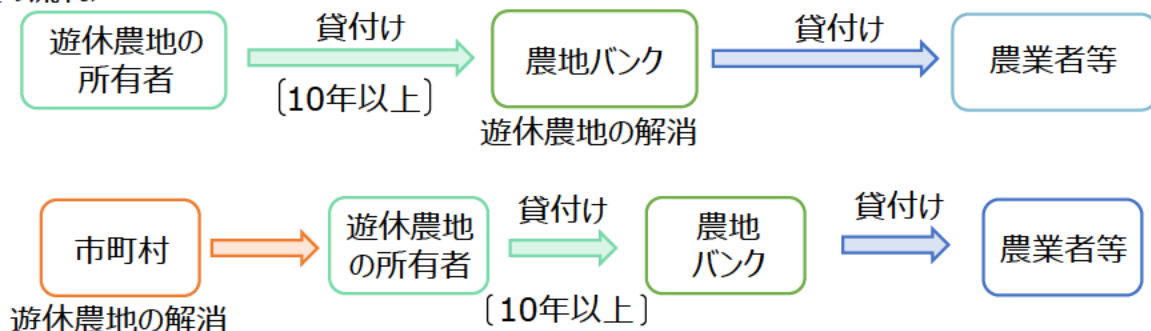
農地バンクや市町村が 遊休農地を解消します！

◆ 遊休農地解消対策事業

【事業の内容】

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【事業の実施要件等】

■ 対象となる遊休農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地



市町村や
農地バンクが
遊休農地を
農業者に
貸付け



■ 留意事項

交付要件：農地バンクに**10年以上**農地を貸し付ける必要があります。

交付単価：10a当たり最大**43,000円**補助します。

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

【実際の事業活用による解消事例】

Before



After



Before



After



【内容に関しては、各都道府県を担当する地方農政局等へ、お気軽にお問い合わせください】

○東北農政局 農地政策推進課：022-221-6237

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

○関東農政局 農地政策推進課：048-740-0144

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

○北陸農政局 農地政策推進課 076-232-4319

（新潟県、富山県、石川県、福井県）

○東海農政局 農地政策推進課：052-223-4627

（岐阜県、愛知県、三重県）

○近畿農政局 農地政策推進課：075-414-9014

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

○中国四国農政局 農地政策推進課：086-224-9407

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

○九州農政局 農地政策推進課：096-300-6316

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

○沖縄総合事務局（沖縄県）農林水産部 経営課：098-866-1628

○農林水産省（北海道） 経営局 農地政策課：03-3591-1389